

沖医発第 1175 号
令和 8 年 10 月 28 日

地区医師会情報システム担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 富名腰 亮
(公印省略)

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則に
規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び
電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会よりみだしの件について、別紙のとおり通知があります。

本件は、先般の厚生労働省内の組織再編や、社会保険診療報酬支払基金の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への改組等を踏まえ、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について、厚生労働省より改めて示されたことによる、周知依頼となっております。

具体的には、両サービスを通じた情報の送付について、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(DX審査支払機構)が運営するサービスを介し、当該仕様を満たすファイルを送付する方法等が、示されております。

詳細につきましては、別添資料をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則に規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について(令和 8 年 10 月 22 日 日医発第 1463 号(情シ))

沖縄県医師会事務局業務 2 課
TEL : 098-888-0087
FAX : 098-888-0089



3

日医発第 1463 号（情シ）
令和 8 年 10 月 22 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

**地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則に
規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び
電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について**

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスについては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の 2 及び第 12 条の 3 の規定に基づき運用されているところですが、先般の厚生労働省内の組織再編や、社会保険診療報酬支払基金の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への改組等を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号。以下「総確法施行規則」という。）に規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について、厚生労働省より改めて示され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛に参りました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法】

総確法施行規則第 9 条、第 10 条第 2 項、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 16 条、第 18 条及び第 19 条の規定にする電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構・（以下・「DX 審査支払機構」という。）が運営する電子処方箋管理サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子処方箋管理サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行う。

【電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等】

総確法施行規則第 19 条の 3 及び第 19 条の 5 第 3 項の規定にする電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法は、DX 審査支払機構が運営する電子カルテ情報共有サービスを介して、オンライン資格確認等システム外

部インターフェイス仕様書及び電子カルテ情報共有サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行うものとし、総確法施行規則第 19 条の 5 第 3 項に規定する電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の表示方法は、電子カルテ情報共有サービスを介して、当該仕様を満たすファイルを表示することにより行う。

【別添資料】

- ・ 事務連絡：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則に規定する電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法及び電子カルテ情報共有サービスを使用する情報の送付方法等について